

議案第5号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成24年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

平成24年度及び平成25年度の保険料率及び賦課限度額について規定する必要があるので、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に、「8.68」を「9.12」に改める。

第9条中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に、「44,410円」を「46,390円」に改める。

第10条中「500,000円」を「550,000円」に改める。

附則第7項第7号中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に改め、同項第8号中「500,000円」を「550,000円」に改める。

附則別表中	「	100分の7.95	を	「	100分の8.74
		40,670円			44,430円
		100分の7.89			100分の8.71
		40,330円			44,260円
		100分の7.97			100分の8.75
		40,750円			44,470円
		100分の7.95			100分の8.74
		40,640円			44,410円
		100分の7.94			100分の8.73
		40,610円			44,400円
		100分の7.67			100分の8.59
		39,220円			43,670円
		100分の7.69			100分の8.6
		39,300円			43,720円
	」	」			

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条から第10条まで、附則第7項及び附則別表の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。